

## 第3章 計画の基本方針

### 1 計画の基本理念

直方市民憲章には「明るく健全な家庭をきずき、青少年をすこやかに育てるまちをつくります」とあります。

第1期直方市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第1期計画」という。）ではこの直方市民憲章に則り「自然が好き 人が好き 子どもたちの笑顔輝くまちづくり」を基本理念として5年間の計画を推進してきました。

この基本理念は、

- 平成14年度からの直方市児童健全育成計画
- 平成17年度からの直方市子どもすくすくプラン  
（直方市次世代育成支援行動計画）
- 平成22年度からの同プラン後期計画

においても継承してきました。

そこで本計画においても、第1期計画に引き続き基本理念を「自然が好き 人が好き 子どもたちの笑顔輝くまちづくり」とし、直方市民憲章にある「広く大きな遠賀の流れと、高く秀でた福智の山々に親しみながら、ゆとりある豊かな心を育む」ことができるよう子ども・子育て支援新制度による各種施策を推進していきます。

#### 計画の基本理念

自然が好き 人が好き  
子どもたちの笑顔輝くまちづくり

## 2 計画の基本的視点

---

計画を効率的に実効性のあるものとするため、本計画においては、平成27年度から平成31年度までの第1期計画の振り返りを行い、5年間の事業成果と現状の課題について明らかにしました。

また、第1期計画と同様に子育て世代に対してアンケート調査を行い、今後のニーズについての把握を行いました。

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行う必要があります。そこで、本計画では家庭における子育て、地域社会における子育て、保育所・幼稚園・小学校等における子育てを基本的な視点としています。

---

### 直方市民憲章（昭和56年10月9日直方市告示第50号）

わたしたち直方市民は、遠い昔から広く大きな遠賀の流れと、高く秀でた福智の山々に親しみながら、ゆとりある豊かな心を育ててきました。

この郷土を愛するわたしたちは、市民みずからのまちづくりをめざして、次の約束を定めます。

- 一、明るく健全な家庭をきずき、青少年をすこやかに育てるまちをつくります。
  - 一、清潔で公害のない、健康と緑豊かなまちをつくります。
  - 一、人に迷惑をかけない、平和なまちをつくります。
  - 一、すべての人のしあわせをねがい、公共のものを大切にするまちをつくります。
  - 一、しごとに誇りと責任をもち、生産と文化の高いまちをつくります。
-